川崎南支部

【川崎南支部　秋の相談会】

川崎南支部は毎年１１月初旬の連休に開催される川崎市民まつりで無料相談会を行ってきましたが、今年は新型コロナウイルス感染症のために市民まつりが中止になってしまったため、川崎南支部主催の“秋の相談会”を開催しました。

今年はコロナ禍での相談会ということで“対面”、“電話”、“Ｚｏｏｍ”３種類の相談方法を用意し、万全の準備のもと１０月３１日（土）、１１月１日（日）の２日間の日程で行いました。

コロナ対策の徹底

対面相談の会場にはパネルを設置、非接触体温計、消毒液やマスクを用意してコロナ対策を徹底しました。

当日は相談者が途絶えることなく盛況となりました。みなさんが安心、満足して帰られる姿を見て、嬉しくなりました。

満員の相談会場

ＺＯＯＭ相談、電話相談は事前予約制をとりました。

ご自宅で落ち着いて相談するのは、対面とはまた違った効果があったのではないかと思います。

電話相談の様子

対面では聞けない事や言えないことも話せるので、相談者のみなさまも、ご納得いただけたと思います。

電話相談、ＺＯＯＭ相談はベテランの相談員が単独で行い、対面相談はベテラン相談員と新人がペアで行うことで、新人の育成にも繋げています。

相談会の内容は後日開かれる勉強会で共有して、会員の知識の向上に役立てます。また、電話相談やＺＯＯＭ相談に携わっていただいたベテラン相談員には遠隔相談のコツを伝授していただく予定です。

ＺＯＯＭ相談の様子

相談会の記念品はゆきまさ君をあしらった川崎南支部特製のメガネ拭きで、相談者のみなさまにご好評をいただきました。

川崎南支部は会員の質の向上、新人の育成に努め、これからも地域貢献に努めてまいります。　（厚生部　安達郁子）

川崎北支部

川崎市と「空家等対策に関する協定」を締結

神奈川県行政書士会（以下、本会）は、令和２年１１月２６日、県内第二の政令市である川崎市との間で「空家等対策における連携及び協力に関する協定書」を締結しました。

今般、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等の発生防止、増加の抑制、流通・活用等の対策を推進する必要があります。

今回、同市は法律、不動産取引、公衆衛生等に多様な分野に精通した専門家と相互に連携・協力をし、総合的な空家等対策を推進することで、良好な住環境を図ることができるよう本協定を本会を含む専門家１０団体と、この日に締結を迎えることとなりました。

川崎北支部では、同じく同市を管轄する川崎南支部と協働し、本協定締結を機に、

・「川崎市すまいの相談窓口」における空家等の相談に関すること
・空家等の利活用に関すること
・空家等の発生の予防に関すること
・空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること
・空家等の不動産取引の促進に関すること
・空家等の権利関係の整理に関すること
・空家等の跡地活用に関すること

について同市と連携し、市民がより良い生活環境を享受できる一助となるよう空家問題について本会および他の専門家団体と共に積極的な支援を行ってまいります。

緑支部

緑支部　令和２年度　第３回研修会

日時　令和２年１２月５日（土）
　　１５：３０～１７：３０
場所　ハウススクエア横浜・セミナールームＢ
題目　緑支部令和２年度第３回研修会「建設業関連を中心とした事務所経営のお誘い」
講師　駒井達雄会員

新型コロナウィルス感染症がいまだ収束の兆しが見られない状況を鑑み、「会場での研修」と「ＹｏｕＴｕｂｅでの動画配信」という形での研修会となりました。「会場での研修」では、支部独自に作成した「新型コロナウィルス感染症対策ガイドライン」に従い、密になるのを避け、換気を行い、十分な対策の上での開催となりました。

本日の研修は、「建設業関連を中心とした事務所経営へのお誘い」と題しまして、緑支部支部長でもあります駒井達雄会員にご講義頂きました。

初めに、「現状の建設業の取り巻く環境」としまして、建設業界の規模、建設業法改正のお話では、新規参入障壁を下げるのではなく、既存許可業者の事業譲渡、相続を行いやすくなったと、またコロナ禍における神奈川県の建設業申請対応状況等の講義でした。中盤では、顧客のつかみ方、売上の増やし方、顧客を減らさないためにはという内容で、特に売上の増やし方は、具体的に人脈を大事に育て「１件目の顧客」「隣接他士業」「同業」を大事にすることにより売上増に繋がるということをお話して頂きました。

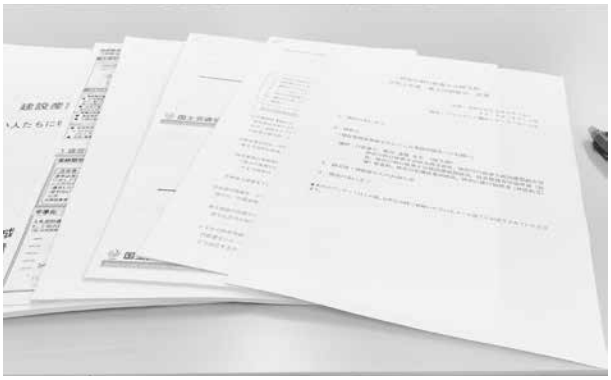

後半では、「人に（顧客、同業、隣接他士業）に接する際には、背伸びすることなく、自分の身の丈を理解し、自然体で接すること、また、自分の思う以上に周りは自分のことを見ていることを覚えていて欲しい」という言葉にはとても説得力がありました。また、多数の詳細な参考資料もご用意して頂き、支部長あり実務経験豊富な駒井達夫会員の講義には、内容の濃い研修会となりました。

最後に、講師の駒井達夫会員、研修部のみなさま、ありがとうございました。

（広報部　岡部賢一）

横浜中央支部

第２回支部研修会報告

日　　時　令和２年１１月１１日（水）
　　１４時００分～１７時００分
場　　所　神奈川県民ホール大会議室
テ ー マ　第一部「行政書士のための相続改正法の実務」
　　第二部「債権法改正」
参加総数　７５名

第２回研修会は、神奈川県民ホール大会議室にて、小滝芳之先生（神奈川県行政書士会南・港南支部、神奈川県弁護士会所属）を講師としてお招きし、民法改正（相続法、債権法）に関するご講義を頂きました。昨年度第５回研修会として３月に予定し、新型コロナウイルスの影響で中止となっていた研修会です。当支部としては昨年１２月以来、約１１か月ぶりのリアル開催となりました。

当日は、会場のガイドラインに従い、主催者としてＬＩＮＥコロナ対策システムに登録、会場の最大収容人数２４０名の３分の１、８０名の募集とし、３人掛けの長机に１人ずつ着席、前後左右で距離を取った配置としました。また

アルコールの手指消毒、マスク着用、会場内でのソーシャルディスタンスの確保、会話は控えめに・・など、参加者の皆様にご協力頂き、無事に開催する事ができました。

研修の内容は、先般の民法改正の要点を確認するとともに、基礎的な部分の確認、実務上どう動いていくのか、注意点についてなど、大変分かりやすくご講義頂きました。リアルならではの実例満載の充実したご講義は、とても興味深く、あっという間の３時間でした。

今回も他支部の方にも２０名ほどご参加頂きました。ありがとうございます。また、体調に不安があるため、感染拡大防止の観点から万が一を考えて参加を見合わせますとご連絡頂いた方も、複数名いらっしゃいました。皆様のご協力のおかげで、無事開催できました事、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

まだまだコロナ禍の収まる気配はありませんが、その都度状況を見ながら、さまざまな方法を模索しつつ、充実した研修の場を絶やさず提供できますよう努力して参りますので、今後とも、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

（研修委員長　小林千恵美）

旭支部

令和２年度　第１回旭支部研修会について

新型コロナウイルスは、様々な課題を突きつけたまま、この時点も依然として「禍」が続いています。書士業に役立つ研修会が延び延びになっているのもその一つでした。

しかし、６月の支部定時総会同様、Ｗｅｂ会議方式を利用し、やっと本年度第１回目の研修を以下のとおり開催しました。

開催日時：１１月６日（金）
　　１７：００～１８：３０
参 加 者：１８名
会　　場：会員各位の事務所・自宅（つまり、Ｚｏｏｍによるリモート研修）
講　　義：「よりよい街の法律家を目指して」－専門職である前に－
講　　師：特定行政書士　大野照夫(旭支部会員)
講義内容：１．はじめに
　　２．行政書士倫理綱領を手掛かりに
　　３．現代社会のトータルな理解
　　（リベラル・アーツについて）
　　４．成年後見制度の現状と行政書士

希望者には、事前にＺｏｏｍ研修を２回。また、コロナ禍で研修講師を外部からお招きすることが憚られたため、本支部のベテラン行政書士、特定行政書士でもある大野照夫先生から、テーマ（上記「講義」参照）についてベテランならではのご講義をいただきました。

項番３．「リベラル・アーツ」（※１）については、大学の講義を彷彿とさせるほどの格調の高さで、併用していたＺｏｏｍアプリのチャット画面にはこんな書き込みもありました。

匿名：『大野先生の幅広い教養に感銘いたしました。』

ところでコロナ禍は、同時にこれからの行政

書士の業務の在り方にも様々な課題を示しています。

コロナに『負けてたまるか！』との気概から、今後、旭支部としてはこのＷｅｂ会議方式を利用し支部幹事会・研修会は勿論のこと、行く行くは住民の皆さんへの無料相談会や可能であれば業務での利用、ネット申請の支援などＩＣＴを駆使し、それこそ幹事会や有志のＷｅｂ会議で方法などを検討して行きたいと考えています。また、各支部との連携についても模索しています。皆様のご意見等もお寄せいただければ幸いです。　　広報担当　高橋（正）

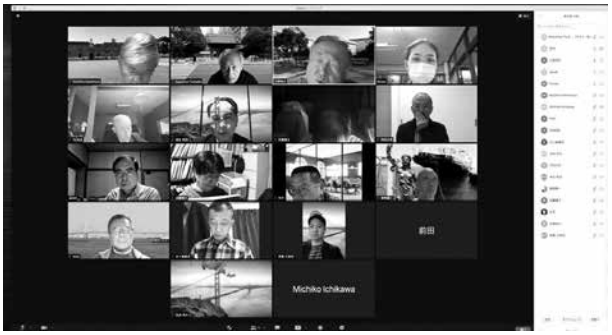

（※１）リベラルアーツ（Liberal Arts）とは、「教養教育」と言った意味合いの言葉。リベラルアーツの目的は、単に「一般教養」を身につけることではなくいわば「生きるための力」を身に付ける事。多彩な知識、理論などを身につけ、多様な考え方を理解することで自らを相対化することができ、他者に対して謙虚になり、尊厳を持って接することができるようになる効果があるとされています。

南・港南支部

令和２年度第１回南・港南支部研修会を開催しました

コロナ渦の中、待ちに待った令和２年度第１回支部研修会が１２月５日、上大岡で開催されました。新型コロナウィルス感染防止の観点から会場型（１４人限定）とオンライン型の併用研修となりましたが、私は行政書士登録して初めての研修会ということで、会場型に直接参加することができました。今回は、「回送運行許可申請～古物商許可とセットで受任～」と題する講義を、磯子・金沢支部の後藤国博先生から受けることができました。

「仮ナンバー」と「回送運行許可」の違いから始まり、申請に必要な書類・準備から許可までの流れを経験に基づいて丁寧なご説明を受けました。ここで許可申請の際に必要な「社内取扱内規」について、かつては取扱要領を示した公示（平成２９年１１月１日付け関東運輸局長名による「自動車の回送運行の許可事務等の取扱要領」と題する公示）から先生が時間をかけて作成して提出した社内取扱内規を、陸運局で何度も何度も修正させられたという失敗から、（最初は存在を知らなかったとおっしゃっていましたが）関東運輸局がインターネット上で公開している見本をそのまま使うのが無難だということ、また陸運局の窓口の係員が受付を渋るのは「回送運行許可」を受けたくないのではないだろうか、その理由としては作成した取扱内規を理解していない、守ろうとしない業者が許可証を不正に利用したり、失くしたり、返却しなかったりといったトラブルが続出しているということを挙げておられました。

我々としては、申請許可をお手伝いしたお客様に対しても、許認可業務を担当する行政機関に対してもトラブルなきよう、注意を払う必要があります。後藤先生がお話ししていたように、今回勉強させていただいた回送運行許可申請については、自動車商として古物許可申請を

した業者が必要となる許可申請だということを踏まえて、今後とも場数を経験してトラブル無きよう精進したいと思いました。

最後に、今回はコロナ渦の関係で懇親会がありませんでしたが、皆様との懇親を深めるためにも早くにコロナが終息することを願っております。　（南・港南支部　桐ヶ谷政行）

戸塚支部

【令和２年度戸塚支部第１回研修会　兼　相談員研修会・連絡会】

１２月５日（土）１６～１７時、南・港南支部：行政書士・弁護士　小滝芳之先生に講師をお願いし、「行政書士のための相続法改正の実務」と題し、表題の研修会をオンライン形式にて実施しました。

今回は初めてウェビナーを活用しての開催となり、事前リハーサル等準備を重ねて本番に臨みました。参加者は２８名で、蛭川副支部長の司会にて研修会が開始され、大道支部長の挨拶後、小滝先生による講義が始まりました。実務Ｑ＆Ａから始まり、遺産分割を進める上での段取りや注意点について、事例を交えてお話しいただきました。続いて法改正のポイント、たとえば配偶者居住権や自筆証書遺言法務局保管制度などについて、具体例を挙げながら解説していただき、旧法下の「遺留分減殺請求」が、２０１９年の相続法改正以降は「遺留分侵害額請求」へ名称・内容とも変わったことなど、一つ一つ分かり易く丁寧にお話し頂きました。

講義の終わりには、相続法のみならず、２０２０年の債権法改正の内容（たとえば消滅時効、法定利率、保証）についてもご解説いただきました。

行政書士業務に精通された知見に基づく数々のアドバイスは、すぐにでも実務に活かせるものばかりでした。他士業との連携により行政書士業務に取り組むポイントもご教示頂き、貴重な研修となりました。

（研修担当幹事：望月彦次）

鎌倉支部

逗子市役所街頭無料相談会

今年の鎌倉支部街頭無料相談会は、１０月２７日（火）に逗子市役所一階ロビーをお借りして開催しました。例年、逗子市と鎌倉市の二ヵ所で開催していた相談会ですが、今年はコロナの感染状況を踏まえ、更にはギリギリまで決断を延ばしての規模縮小での実施となりました。そのため通常より告知する媒体も減りましたが、唯一記事の載ったタウンニュース持参で相談に見えた方や、女性会員の優しい声かけに誘われてブースにいらして下さった方など、各相談員がほとんど常に相談に応じているという、ちょうど良い人数の相談会となりました。

ブースの数も少なくしてしまいましたが、結果的に各テーブルの距離がソーシャルディスタンス的にもちょうど良くなり、かつプライバシーも例年より守られた相談会となりました。

内容はやはり土地柄から遺言、相続に関するものがほとんどでした。行政書士は転ばぬ先の杖、的なお手伝いをすべきと日々思ってはいますが、いざ相続が発生した時に直近で相談できるのもハードルの低い私たちだと感じます。逗子市役所では毎月の定例相談会への問い合わせも増えていて、少しずつですが確実に、行政書

士の存在が認知されているようです。

（田中頼子）

湘南支部

街頭無料相談会を茅ヶ崎で開催

湘南支部は、１０月１７日（土）に茅ヶ崎市民ギャラリーの会議室ＡＢにて、毎年恒例の街頭無料相談会を開催いたしました。

当日は、午後２時から４時過ぎまでの約２時間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、スタッフの人数を絞り計７名で対応いたしました。

先週に引き続いて、あいにくの雨模様ということもあり、ご予約をキャンセルする相談者がいらっしゃるのではと心配しましたが、最初の相談者が到着されてから続々と他の相談者の方々も来訪され、開始直後からほぼ満席になるほどの盛況となりました。

途中、チラシを見て来たという飛び込みでの相談者も来訪され、終了時間を少し延長して対応いたしました。

結果、相談件数は６件でしたが、内訳は、相続２件・離婚１件・契約書１件・交通事故１件・その他１件でした。

新型コロナウイルスの影響により、例年会場に隣接するペデストリアンデッキで行っている広報活動を自粛せざるを得ない中、チラシや広報をご覧頂き、また当日も電話での予約を頂くなど、行政書士相談に対する潜在的な需要の多さを実感することができ、街頭無料相談会の必要性を強く感じる結果となりました。

当支部は、コロナ禍において感染拡大防止に配慮しつつ、街頭無料相談会を通じて支部管内の自治体や住民の皆様へのサポートを継続し、以て行政書士制度の広報及び利用推進のため、引き続き邁進してまいります。

相模原支部

相模原市立図書館にて 法律展示と電子紙芝居の上映

毎年１２月に相模原市立図書館からの依頼を受けて「遺言・相続セミナー」として座学での講習会を開催しており、今年は６回目の開催となる予定でした。しかし今年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため講習会は行わず、「遺言ってどう書くの？～民法改正に伴う相続・遺言・成年後見制度～」というテーマで法律展示という形式で行い、会場の換気、手指消毒、マスクの着用など徹底した感染症対策の中で開催しました。

１２月５日の当日は、朝から冷たい雨が降り続き、厚手の上着が必要なくらい寒いというあいにくの天候。そして、神奈川県内だけではなく全国的にも新型コロナウイルス感染者が増加している中での開催でしたので、このようなイベントに市民の方々が来場してくれるのか不安がありました。しかし、広い世代の方が利用される図書館が事前に広報してくださったこともあり、ご年配の方だけでなく、若い方や小さな子ども連れのお父さんにも来場いただくことができました。

催しの主な内容は、図書館の会議室で、相続・遺言に関連した紙芝居形式のＤＶＤを上映したり、関連書籍やパンフレットを展示したりと、来場した方が遺言・相続を身近に感じられるものでした。来場した人の中には、メモを取りながらＤＶＤを見る人や、エンディングノートを何冊も手に取り中身を見比べる人など、遺言・相続に対する関心の高さを実感しました。

また、会議室前の長い廊下にも、本会よりお借りした、今回のテーマを含む入管手続きや運送業、産廃関連、建設業許可など行政書士の業務を紹介した１３枚のパネルを展示しました。通りすがりにパネルを眺めていく人も多く、市民の方に広く行政書士の業務を理解していただく良い機会だったと思います。パネルは１２月１日から２７日まで約一か月間展示されるそうです。

私は今回初めてセミナーに参加させていただきました。このような取り組みは、行政書士の存在を市民の皆様に身近に感じてもらえる大変貴重な機会だと思います。そして、このような地道な取り組みを継続することによって「遺言書を作りたい」「相続手続きで困っている」というときに、すぐに行政書士の存在を思い出してもらえるのではないかと思います。

事前の展示準備や当日参加された先生方、本当にお疲れさまでした。

（相模原支部　山田拓郎）

厚木支部

厚木市図書館セミナー報告

日　　時：令和２年１１月１４日（土）
　　午後２時～午後３時セミナー
　　午後３時～午後４時個別相談
場　　所：厚木市立中央図書館
研修内容：「遺言書　これだけは知っておこう」
～レア実例　①遺言書が無い相続
　　②遺言書がある相続
講　　師　石塚　正行　会員（厚木支部）
参 加 者：２０名（一般市民）

「厚木市立中央図書館３階視聴覚ホール」にて図書館セミナーが開催されました。

【セミナー風景】

「遺言書、これだけは知っておこう」～

遺言書について知っておきたい基礎的なこと、遺言書を書く上で注意すること、相続となる場合と遺贈（相続人以外の方が財産を受ける）となる場合の違い、レア実例、など～のタイトルで、私、石塚が支部役員会の推薦を受け、講師を務めました。

普段の生活で、遺言書に関わる話題は少ないと思われますが、『遺言書は特別な物では無い』ことをお伝えしたいという志のもと、遺言作成における注意点など、一般の方にも分りやすい表現を工夫し、受講者も熱心に聴いてくださり、とても充実したセミナーとなりました。

セミナー終了後のアンケートでは２０人中１７人の方に分かりやすく、満足したとの回答を頂きました。

満足度の個別の自由記述では

○知らなかったことが多々あった

○大変参考になった

○遺言書のサンプルや使用した資料が良い

講師の説明、進め方の自由記述では

○具体的な遺言書のサンプルがあり、分かりやすかった

○具体的な事例もあり、分かりやすかった

○時間が１時間半でも良かった

という感想がありました。

個別相談では７組１０人の方から相談があり、相談員５名で対応しました。

コロナ禍の中、実施については慎重に協議して決定した経緯がありましたが、厚木市広報に案内記事が出た２日後に定員に達したという反響に驚きました。遺言書に関する市民の方の意識の高まりを感じ、中止が予想される中、準備を進めてきて良かったと思いました。また、図書館のご担当者から今回のセミナーに対する高評価により来年度も続けて開催したい旨のお話しを承りました。

厚木支部としても一般の方への行政書士の認知度の向上を目指し、今後も継続して協力していきたいと思います。

（厚木支部　石塚　正行）

平塚支部

平塚市図書館にて図書館セミナーを開催

令和２年１１月１８日（水）午後２時～３時まで平塚市中央図書館にて、「やさしい相続・遺言講座」をテーマにセミナーを行いました。

今回、平塚市中央図書館より本会にお声掛けを頂き開催する運びとなりましたが、記憶している限り平塚支部では、初めての開催ではないかと思います。

コロナの影響もあり、当初定員２０名にて開催の予定でしたが、図書館ご担当者より思いのほか申し込みが多く、広い会場に変更し、定員を増やしたいとの相談があり、当日は２９名の方々にご参加頂きました。

皆様、非常に熱心に耳を傾けて頂き、メモを取られる方も多く、関心の高いテーマであることが分かりました。

当初、質疑応答は予定していなかったのですが、セミナー終了後に質問をされたいという方も多く、図書館ご担当者の配慮もあり、３０分程の質疑応答もさせて頂きました。

終了後には、図書館担当者の方ともお話をさせて頂き、次回開催する機会があれば、セミナー終了後に個別相談の時間を設け、相談員の派遣も可能であることを確認させて頂きました。

行政書士の認知向上のため、今後引き続き開催できるよう図書館とも連携できればと思います。

大和・綾瀬支部

令和２年度
大和綾瀬支部電話無料相談会を開催

日　時：令和２年１０月２４日（土）
　　午後１時３０分～午後４時００分
相談員（順不同）：磯貝憲治先生
　　野村博行先生
　　安部正彦先生
　　伊藤佑一先生
　　伊藤悦子先生

今年度は昨今のコロナ禍の影響もあり、いわゆる三密を避け感染防止を図るためにも、例年における街頭での相談会を中止し、代わりに初めての試みではありますが、電話による無料相談会を実施することといたしました。相談件数は４件という結果であり、内容は相続、遺言が各１件、その他が２件でした。

コロナ禍においての初めての試みでしたが、相談員の方々のご協力のもとスムーズに応対することができ、相談者の方からもご満足いただける結果となりました。

今後こういう形での相談会も、一つの可能性としてありうると、当支部としても発見できた次第です。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

令和２年度
第１回支部実務研修会を開催

１．日　時：令和２年１２月９日（水）
　　午後６時００分～午後７時３０分
２．場　所：大和市生涯学習センター会議室
　　（シリウス６階６１０号室）
３．講　師：熊野裕二先生
　　（当支部会員　元当支部支部長）

令和２年１２月９日（水）、大和市生涯学習センター会議室（シリウス６階６１０号室）にて、支部実務研修会を開催いたしました。

講師には、当支部の元支部長も務められた熊野裕二先生に担っていただき、建設業法の一部改正（令和２年１０月１日施行）について詳しくご説明していただきました。建設業許可は、我々行政書士にとっても関心が強く、参加者一同、大変興味深く講義を拝聴いたしました。また、参加者からの質問にも、とても丁寧に回答していただき、その理解を深めることができました。

本年の実務研修会は、コロナウイルス感染症の影響から、入室時の消毒や検温、フィジカル・ディスタンスを配慮しての開催となりましたが、進行が滞ることもなく、支部の活動として大変素晴らしい内容の研修会を催すことができました。

海老名・座間支部

令和２年度
第１回支部勉強会開催について

日時：令和２年８月７日（金）
　　１８時００分～１９時３０分
場所：ＺＯＯＭによるオンライン講義形式にて開催

令和２年８月７日（金）に令和２年度第１回支部勉強会を開催いたしました。

この勉強会開催を決定した７月の支部役員会当時は、全国の新型コロナウイルス新規感染者数の第２波（正式には認められていない）が起こりつつあったため、従来の会場出席型の勉強会ではなく、初めからＺＯＯＭによる勉強会開催で企画・調整されました。

また、勉強会の内容として「持続化給付金について」が選ばれた背景としては、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした営業自粛などで経営環境が悪化してしまった中小企業様および個人事業者様に対して、行政書士に相談があった際に即応できるようにするため、会員のスキル向上を目指して企画されました。

今回は、内部講師として支部役員でもある小坂英之先生に講義をお願いし、

・持続化給付金制度の概要
・実務上のポイント（申請時の注意点など）について解説をいただきました。

講義では、一般的な申請方法の解説に始まり、申請者要件のイレギュラーな方への対応や、実際に小坂先生がご対応になった事例（業種、給付金額、給付期間）など数件の紹介もあり、申請内容や手順に不備なく受理されれば、意外と早く振込みがされるものなのだなとの感想を持ちました。

この講義を参考して実際に申請対応された先生方もいらっしゃるようでしたが、申請画面で操作するより前の段階での添付資料の準備やその書類を電子化する作業の面倒な手間さえ乗り

越えられれば十分対応できるものであることが確認できたことは、この勉強会の意義や成果があったことを証明したものだと思います。

本勉強会開催にあたり、ＺＯＯＭ会議開催のご準備などを担当された支部役員の皆様、何よりも講義をいただきました小坂先生に紙面上からではございますが御礼申し上げます。

【通信員後記】今思うと、勉強会が行われたこの時期は全国の新型コロナウイルス新規感染者数の第２波（正式には認められていない）の頂点付近にあたります。第１波と同じように終息の方向に進んでいくことを皆が願っていましたが、十分に下げ切らずに、今に至るより大きな第３波へと推移していくことになるのでした。本記事を作成している１２月中旬には、年末から年始にかけてのＧｏＴｏトラベルキャンペーンの一時停止が決定され、影響を受ける旅行業、観光業および飲食業の方への再度の給付金支給が検討されているとの報道もあり、今回学んだことが苦しんでおられる方々のご支援に繋がるものと思われます。
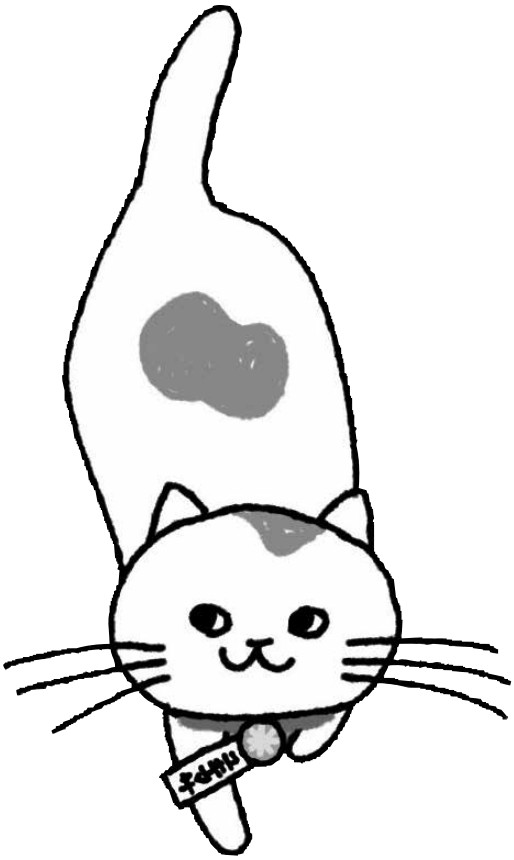
（支部通信員　石黒祐功）